



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

- 人事委員会規則
 - *21 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 1
- 告示
 - 505 生活保護法による医療機関の指定 (社会福祉課) 2
 - 506 特定農業用ため池の指定の解除 (農業農村整備課) 2
 - 507 " (") 2
 - 508 道路の区域変更 (道路保全課) 2
- 警察本部告示
 - 8 放置車両確認事務委託業務に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等 3
- 公告
 - 開発行為の工事の完了 (都市政策課) 5

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第21号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年6月2日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の33第3項に規定する被害者参加人をいう。）等として国会、裁判所、地方公共団体の議会又はその他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(3)～(24) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会又はその他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(3)～(24) 略</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第505号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年6月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	開設者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年 月 日
海訪新 3-08	NPO法人まごころ 医療のある暮らし創り	海草郡紀美野町下佐々535	いつきのくに訪問看護 ステーション	海草郡紀美野町動木14 78-1	令和 8.4.1
御訪新 9-08	株式会社アリス	神奈川県横浜市西区 戸部本町9-6 2F	訪問看護ステーション ほほえみ	御坊市湯川町小松原 50-1 小池マンション 5号室	令和 8.4.1

和歌山県告示第506号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和8年6月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

名称	所在地	解除年月日
岩室池	有田郡有田川町大字延坂字岩室380-1	令和8年6月2日

和歌山県告示第507号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和8年6月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

名称	所在地	解除年月日
古野の池	日高郡印南町大字印南原字古野1733-3	令和8年6月2日

和歌山県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年6月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高野橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

伊都郡九度山町大字河根字猿目谷494番1地先から同町大字河根字板田谷450番1地先まで	旧	3.70 } 8.80	120.72
同上	新	6.13 } 23.48	121.40

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第8号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、放置車両確認事務委託業務に係る自治法令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定めたので、自治法令第167条の5第2項の規定に基づき告示する。

令和8年6月2日

和歌山県警察本部長 壺 岐 恭 秀

1 総合評価一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

放置車両確認事務委託業務

(2) 入札件名

ア 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務

イ 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務

(3) 調達役務の仕様等

放置車両確認事務委託契約仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 総合評価一般競争入札に参加する者の資格

この総合評価一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、都道府県税及び社会保険料に未納がない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 入札参加資格確認時において、入札件名ごとに駐車監視員を2名以上雇用していること。
- (10) 仕様書に定められた業務内容を公正かつ適確に遂行し得ること。
- (11) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項に基づく和歌山県公安委員会の登録を受けていること。ただし、同法第51条の9に基づく和歌山県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる場合を除く。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この総合評価一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書（定款を添付すること。）

ウ 誓約書

エ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

オ 所在地見取図

カ 一般競争入札参加資格審査申請提出書類確認書

キ 登記事項証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

ク 次に掲げる税金等に未納がないことが確認できる官公署が発行した書面（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税並びに消費税及び地方消費税

（イ）主たる事務所が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

（ウ）社会保険料（提出日直近1年分）

ケ 直近2年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）

コ 和歌山県公安委員会から交付を受けた2の（11）の登録に係る登録通知書又は登録更新通知書の写し

サ 駐車監視員資格者証の写し

(2) (1) のアからカまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和8年6月2日（火）から同年7月16日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和8年6月2日（火）は午後1時から午後5時まで）の間、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年6月2日（火）から同月22日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月2日（火）は午後1時から午後5時まで）の間に和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センターに対して所定の書面（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3 (1) に掲げる申請書類は、令和8年6月2日（火）から同月25日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月2日（火）は午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所に提出すること。

郵送により提出する場合は、書留郵便で令和8年6月25日（木）午後5時までに5に掲げる場所に必着させること。

5 資格審査申請書類の配布及び提出場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

和歌山市西1番地 交通センター2階

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0356

ファクシミリ番号 073-475-0359

メールアドレス e8403002@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和8年7月3日（金）までに通知する。

7 総合評価一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 総合評価一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、令和8年7月14日（火）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和8年7月16日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和8年6月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	日高郡印南町大字印南字菖蒲谷2763番3の一部、2763番44の一部、字耳切2785番2の一部、2785番3の一部、2789番、2792番、2793番2の一部、2793番3の一部、2799番1、2799番2の一部、2799番5、2799番6の一部、2800番、2801番、2802番、2804番1、2804番2、2805番、2806番1、2806番2、2807番、2808番、2808番1、2809番、2810番、2811番、2813番、2813番1、2814番、2816番、2817番1、2817番2、2818番1、2818番2、2818番3、2819番、2820番、2821番2、字柚ノ木谷2824番、2825番2、2835番2の一部、字耳切平2843番2、2844番、2845番、2846番4、字堀切谷2853番、2853番1、2854番、2857番、2857番1の一部、2859番、2861番1、2862番の一部、2864番の一部、2865番、2866番の一部、2869番、字佐久殿2870番2、2871番、2872番2、2886番2、2887番2、字式反田3811番1の一部、3811番2の一部、3812番1の一部、3814番1の一部、3826番1の一部、3827番の一部、3831番の一部、3840番の一部、3841番の一部、3843番、3844番、3845番、3846番、3847番、3848番の一部、3850番の一部、3850番1の一部、3850番2の一部、3850番5の一部、3850番7の一部、3854番1の一部、3858番の一部、字三山口3907番1の一部、3909番2の一部、里道、河川
許可を受けた者の住所及び氏名	和歌山県日高郡印南町大字印南2570番地 印南町長 日裏勝己